

飯塚市介護保険認定審査支援システム更新業務委託に係る
提案公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

飯塚市 福祉部 介護保険課 認定係

この要領は、飯塚市（以下「発注者」という。）が「飯塚市介護保険認定審査支援システム更新業務委託の受託者（以下「受注者」という。）を提案公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
飯塚市介護保険認定審査支援システム更新業務委託
- (2) 業務の目的
介護認定事務の適正かつ円滑な運用を確保するため、介護保険認定審査支援システムを最新の標準仕様に基づき更新し、標準化対応を含む機能改善および業務効率化を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容
詳細は、別途提供する「飯塚市介護保険認定審査支援システム仕様明細書」のとおりとする。
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで(令和9年4月1日運用開始)
- (5) 業務場所
飯塚市 地内

2 見積限度額

15,898,290 円(消費税及び地方消費税を除く。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(7) 国税・地方税を滞納していないこと。

4 質問票の受付

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、「質問票(様式6)」に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けないものとする。

(1) 質問票の提出期限は、令和8年6月1日(月)午後5時15分までとする。

(2) 電子メールの件名は「プロポーザル質問票」とし、「16 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。

5 質問票に対する回答

受付したすべての質問について、質問者の名前を伏せ、令和8年6月4日(木)までに飯塚市公式ホームページに掲載するものとする。

6 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出し、その提出を以って、本実施要領、仕様書及び飯塚市介護保険認定審査支援システム仕様明細書を承諾したものとみなす。

(1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便など送付記録が残る手段に限る)によること。なお、持参の場合は開庁日の8時30分から17時15分までの間とし、事前に「16 問い合わせ先」に連絡し、持参予定時間を伝えること。

(2) 提出書類

① 参加表明書(様式1)…1部

② 企画提案書(様式2)…9部(正本1部、副本8部)

※副本8部は、事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)を記載しないこと。

③ 会社概要票(様式3)…1部

④ 見積金額内訳書(任意様式)…1部

⑤ 業務実績調書(様式4)…1部

⑥ 役員等名簿及び照会承諾書(様式7)…1部

⑦ 委任状(任意様式)…1部

※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ。

⑧ 法人の場合：所管法務局が発行した現状と相違ない履歴事項全部証明書(写しでも可)…1部

個人の場合：代表者の住民票及び身分証明書(写しでも可)…1部

⑨ 財務諸表(直近の決算のもの)…1部

⑩ 国税、県税、市税の納税証明書(写しでも可)…1部

※未納がないことが確認できるもの

⑪ 印鑑証明書(原本のみ)…1部

※飯塚市有資格者名簿登載者については、No.6~11の提出不要とする。

(3) 提出期限

「10 実施スケジュール」のとおりとする。

7 企画提案書(正本1部、副本8部)の作成要領

- (1) 企画提案書の内容は、仕様書及び審査項目に基づき作成し、審査項目の評価項目(1~7)ごとに、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること。
- (2) 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限り、分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれも可とする。
- (3) 本編は、A4版、横書き、30ページ以内、両面印刷(長辺綴じ)とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成してもよい。
- (4) 文字は、11ポイント以上を使用すること。フォントは任意でよい。
- (5) 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は、明確にすること。
- (6) 表紙には、「飯塚市介護保険認定審査支援システム更新業務委託に係る提案公募型プロポーザル企画提案書」と記述し、正本にのみ、代表者印を押印すること。

8 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年6月22日(月)17時15分までに辞退届(様式5)の提出により行うものとする。

提出方法は、「6 参加表明書等の提出」に記載の(1)提出方法と同様とする。

9 審査方法

審査は、飯塚市介護保険認定審査支援システム更新業務委託に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、評価基準に基づき実施する。なお、1次審査及び2次審査において、提案者名は伏せて審査を行うものとする。

(1) 1次審査(書類審査)

参加表明者が4者以上となった場合は、「11 審査基準及び配点」審査項目の1及び5、6を勘案し、2次審査参加者を概ね3者程度選定するものとする。

(2) 1次審査結果通知

電子メールにより企画提案者全員に審査結果を通知する。併せて1次審査通過者には2次審査(プレゼンテーションによる審査)の実施について通知する。

なお、参加希望者は2次審査(プレゼンテーション審査)の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

(3) 2次審査(プレゼンテーション審査)

① 実施日は「10 実施スケジュール」のとおりとする。

② プレゼンテーションによる審査を実施する。審査の順番は参加表明書等の受付順とする。

③ 参加人数は3名以内とし、配置予定の統括責任者及び本案件を受託する場合の主任技術者は必ず出席すること

④ プレゼンテーションの時間は30分以内(説明20分、質疑応答10分)とする。(企画提案

者名は伏せて行う)。

- ⑤ プレゼンテーションを行うにあたり、パソコン等の機器は企画提案者が準備すること。なお、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルについては本市で準備するため、使用を希望する場合は事前に申し出ること。
- ⑥ 企画提案者は、審査中に事業者名を公表しないこと。公表をした場合は、2次審査の得点から審査員1名につき5点を減点する。
- ⑦ プレゼンテーションの際、追加資料は一切認めない。
- ⑧ 審査委員会については非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立てについては一切受け付けない。

(4) 2次審査手順

審査にあたっては、「11 審査基準及び配点」に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。なお、最高得点同数が2者以上あるときは、「審査項目4システム概要」の合計点が最も高い者を選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより決定する。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は受託候補者とししない。

(5) 2次審査結果通知

- ① 受託候補者には、電話にて連絡を行った後、審査結果を書面で通知する。
- ② 上記①以外の者には、審査結果を書面で通知する。
なお、参加希望者は2次審査(プレゼンテーション審査)の結果の理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求められることができる。

(6) 審査結果等の公表

審査の結果については、飯塚市公式ホームページに以下の内容で公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者以外の提案者の総得点(社名等は非公開とする。)

10 実施スケジュール (予定)

内容	日程
募集開始	令和8年5月11日(月)
質問票提出期限	令和8年6月1日(月)17時15分まで
質問票回答期限	令和8年6月4日(木)
参加表明書の提出期限	令和8年6月9日(火)17時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和8年6月11日(木)17時15分まで
1次審査(参加希望者4者以上の時のみ)	令和8年6月18日(木)
1次審査結果通知(1次審査実施時のみ) ※プレゼンテーション実施の連絡含む	令和8年6月22日(月)
2次審査	令和8年6月29日(月)
2次審査結果通知	令和8年6月30日(火)

※日程については変更する場合あり。

11 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は下記表のとおりとする。

項目	審査基準	評価内容	配点	
1	業務実績について	過去5年間に自治体への介護保険認定審査支援システムの運用実績があるか。(ただし、人口10万人以上の自治体が1件以上あること)	5	
2	見積金額について	コストの算定は妥当か。	5	
3	スケジュールについて	本業務の詳細な想定作業スケジュールが示されているか。スケジュールの策定にあたり考慮すべき事項が示されているか。	5	
4	システム概要	認定進捗管理	各被保険者の認定進捗状況(調査、審査会進捗)をスピーディに検索・確認できるか。	5
		調査管理	調査結果が適切に入力でき、外部委託分を簡易的に取り込むことができるか。	10
		審査判定補助	見やすく、審査しやすい資料を簡単に作成することができるか。	10
		審査・結果登録	審査、結果登録するまでの手順が明確かつ操作しやすく、入力ミスが発生しないよう工夫されているか。	10
		報酬管理	主治医・審査会委員の報酬について、役割別管理や作成回数に応じた単価設定、委員長/審査員の区分別単価設定が可能で、これらが報酬計算に反映される仕組みを備えているか。	10
		データ抽出	データ抽出、統計作成等機能に優れており、認定申請者の傾向分析等に活用することができるか。	5
		その他	仕様書に記載している項目以外に、さらに有効と思われる提案がなされているか。	5
5	移行支援	職員の負担軽減が配慮されているか。想定されるリスク及び、その対処法についての説明がなされているか。	10	
6	個人情報保護	個人情報保護のために必要な対策がなされているか。	5	
7	運用保守	問い合わせに対応できる体制が十分であると認められるか。システム稼働後(令和9年以降)の保守費用の算定は妥当か。	10	
8	障害時の体制	バックアップ体制を具体的に示しているか。地震災害等、不測の事態に対して具体的な対応方法の提案がなされているか。	10	
			合計	105

12 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- (3) 本実施要領で指定されている事項に反した場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合。
- (7) 本実施要領 2 の「見積限度額」を超える見積金額が提案された場合。

13 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則(平成 18 年飯塚市規則第 61 号)に従って取り扱うものとする。

14 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、飯塚市情報公開条例(平成 18 年飯塚市条例第 10 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正または適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

15 その他

(1) 提出書類

- ① 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする
- ② 提出されたすべての書類は、返却しない。また、提出後の差替え及び追加や削除は、認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案に係る書類作成及び提出費用など必要な経費は、全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(2) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、その一部または全部を無償で使用することができるものとする。

(3) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザル実施後、不知または内容不明を理由として、異議申し立てすることはできない。

(4) 審査期間中の営業活動の禁止

プロポーザルの参加申込書の提出期限(令和8年6月11日)から選定委員会において選考が終了するまでの間に、審査委員または事務局に対する営業活動は禁止とする。

16 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所福祉部介護保険課認定係(担当 吉原、堀)

電話 0948-22-5500(内線 1138)

FAX 0948-25-6214

E-mail : kaigo@city.iizuka.lg.jp